

長与小学校いじめ防止基本方針

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

※ 新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等が、一部で生じている。このようないじめや偏見等へのしっかりとした対応はもちろんのこと、徹底して防止することにも努める。

【基本理念】

- ・いじめはどの子供にも起こりうる。
- ・どの子供も被害者にも加害者にもなりうる。
- ・生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

【目指す子供像】

- ・いじめない子供
- ・いじめを許さない子供
- ・勇気ある子供

【いじめを生まない、許さない学校づくりに向けて】

- ① 教職員は、「いじめは人間として絶対に許されない行為」であることを強く認識し、学校の全教育活動を通して、児童一人一人への徹底を図る。
- ② 教職員は、いじめを許さない学校づくり、学年・学級づくりを推進していくために、児童一人一人を大切に作る意識を強くもつとともに、日々の言動に十分配慮する。
- ③ 教職員は、児童の主体的な活動を推進するとともに、保護者や地域住民と連携しいじめを生まない風土づくりや未然防止に全力を傾ける。
- ④ 教職員は、児童のささいな言動の変化に気付く感性を磨くとともに、組織として対応する。
- ⑤ いじめが発生した場合、教職員はその解決に全力を注ぐとともに、解消の判断を急ぐことなく、継続した指導や観察を行う。

いじめ対策委員会

- いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する措置等いじめ防止・根絶に向けて「計画・実践・確認・行動」の中心的役割を担う。
- 重大事態が発生した場合に調査を行い、いじめの解消・再発防止に向けた取組を行う。

- ☆ 情報交換会（毎週1回開催）その週の実態を把握し、全職員で共通理解する。
 - ・職員連絡会の中で時間を設定する。
- ☆ 定例会（毎月1回開催）各週の実態を把握し、翌月の取組を確認する。
 - ・校長、副校長、教頭、生活指導主任、学年生活指導担当、養護教諭
- ☆ 拡大委員会（每学期1回開催）
 - ・校長、副校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、学校評議員、学校支援会議委員、子供と親の相談員 他

【いじめに係る関係条文：いじめ防止対策推進法より】

- ・第4条：児童等はいじめを行ってはならない。
- ・第9条：保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

【学校の取組】

- いじめについての共通理解（4月当初の職員会議で、「長与小学校いじめ基本方針」を確認する。）
- いじめが生まれる背景と指導上の注意についての共通理解（「長崎県いじめ防止基本方針」を配付し、確認する。）
- 子供の自己肯定感の育成（自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、児童の発達の段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進する。）
- 道徳科の時間の充実及び情報モラル教育（SNSなどの個人情報の取扱いなど）の実施
- 特に配慮が必要な児童（障がいのある児童、外国から帰国した児童、性同一性障がいなど）に対する適切な支援及び保護者との連携
- 「いじめ0への取組と、いじめをしない、させない、ゆるさない子供の育成」が図れているか、各学期評価する。

【児童の取組】

- 児童自らがいじめの問題について学ぶ。（道徳科、学級活動）
- 各学級で、より学級全体が仲良くなる（いじめを生まない）ために話し合い「なかよし宣言」を作成し、実践する。
- いじめ問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。（代表委員会）

【保護者・地域住民の取組】

- 長与町「家庭教育10か条」を推進する。
- いじめ防止対策推進法第9条を理解し実践する。
(長与小ホームページ「長与小学校いじめ防止基本方針」参照)
- 日頃から子供が悩み等を相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- いじめを認知したら、当事者間で解決を図るだけでなく、事案によってはPTAや関係機関と協議することも必要である。
- 学校評価の中で、いじめについてのアンケートを行う。

いじめの早期発見

(早期発見・早期相談が早期解決につながる！)

【学校の取組】

□児童のささいな変化を見逃さない。

(教室・廊下：担任、特別教室：専科、学校内の様々な場所：全職員)

※休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配る。

※個人ノートや生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握する。

□月に1度のなかよしアンケート調査、個人相談を実施する。

※担任→学年主任→教頭→副校長→校長へ報告し対応を協議する。

□児童が日頃から相談したり、いじめを訴えたりしやすい雰囲気をつくる。

※「支持的な風土づくり」(学校経営・学級経営)

□連絡帳や電話、面談などを活用し、情報を共有しやすい環境を整え、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

□児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

※副校長・教頭・心の相談員(相談箱設置を含む)・SC(スクールカウンセラー)などが窓口となる。

□保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。(学校便り)

□教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

□集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。

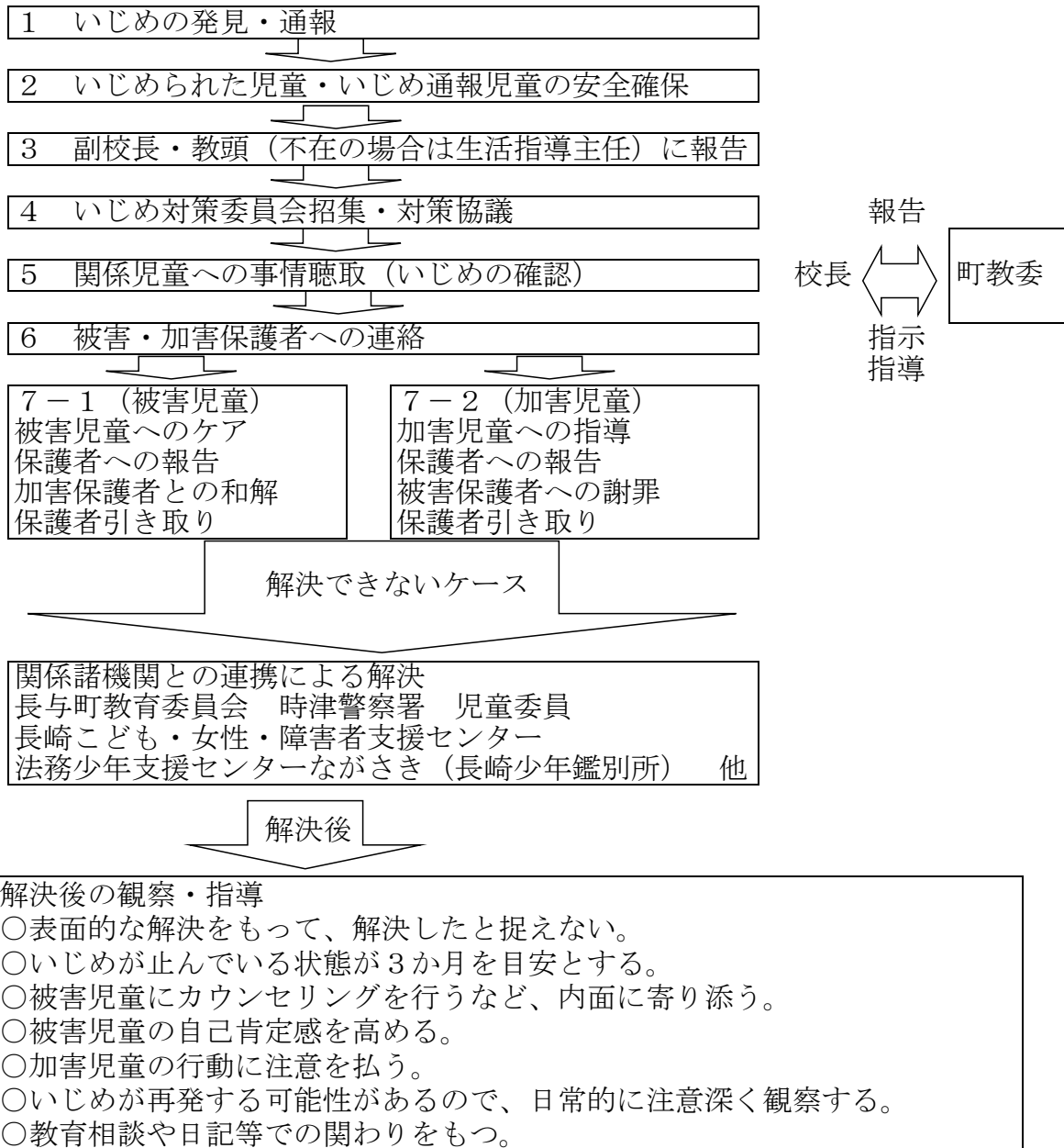
【児童の取組】

□いじめが行われていると思ったときには、友達や周囲の仲間、先生、大人等に知らせる。

【保護者・地域住民の取組】

□自分の子供とともに、他の子供にも目を向け、いじめを発見したり、いじめの予兆を感じたりしたら、速やかに学校や関係機関に連絡・相談する。

いじめに対する措置



重大事態への対処

（誠意をもって対処し、絶対に解決する！）

- ① 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に連絡する。教育委員会は町長に一次報告を行うとともに、学校に必要な指導や支援を行う。
- ② 学校のいじめ対策委員会で調査を行い、教育委員会に報告する。
- ③ 町長及び教育委員会は、再調査が必要であると判断した場合は、教育委員会の下に設置している「いじめ等学校問題サポートチーム」で調査にあたる。
- ④ 教育委員会は調査結果を町長に報告する。町長は議会に報告する。
- ⑤ 町長が再調査が必要と判断した場合には、県教育委員会と連携を図る。

年間計画

※いじめ対策委員会（定例会：教職員、拡大委員会：外部委員を含む）

月	内 容	月	内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定例会 ・年間計画の作成と取組確認 ○ 保護者・地域住民への啓発 ・PTAでの説明やホームページでの公開 ○ 第1回拡大委員会 年度の方針・取組確認 	10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定例会 9月の振り返りと取組確認
5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定例会 ・4月の振り返りと取組確認 ○ いじめ根絶強調月間 ・児童集会の実施 	11	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定例会 10月の振り返りと取組確認
6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定例会 5月の振り返りと取組確認 	12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定例会 11月の振り返りと取組確認
7	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定例会 6月の振り返りと取組確認 	1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定例会 12月の振り返りと取組確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定例会 7月の振り返りと取組確認 	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3回拡大委員会 本年度取組の振り返りと次年度の取組確認
9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2回拡大委員会 ・1学期の取組の振り返りと2学期の取組確認 	3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定例会 2月の振り返りと取組確認

わが子の「いじめSOS信号10」

（わが子を日々見つめ、確認願います。）

- ① 元気がなくなったり、口数が少なくなったり、食欲がなくなったりしてきた。
- ② 「学校へ行きたくない」といったことをポツンと言うようになってきた。
- ③ 登校時刻になると具合が悪くなったり、不調を訴えたりするようになってきた。
- ④ 学校から帰宅したときの表情が沈んでいたり、明るさがなくなったりしてきた。
- ⑤ 部屋に閉じこもったり、家族と話をしなくなったりしてきた。
- ⑥ 学校での出来事や友人の話をしなくなってきた。
- ⑦ 服装が乱れたり、汚れたり、けがをして帰宅したりすることがある。
- ⑧ 持ち物をなくなったり、傷つけられたりすることがある。
- ⑨ 家から金品を持ち出すようになった。
- ⑩ わが子を呼び出す電話が頻繁にかかっていたり、大人が出ると切れたりする。

相談窓口

（「何かおかしいな」「いつもと違う」と感じたら即相談を！）

<input type="checkbox"/> 長与子どもホットライン（長与町学校教育課）	8 8 3 - 5 1 6 1
<input type="checkbox"/> 親子ホットライン（長崎県教育センター）	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
<input type="checkbox"/> いじめ相談ホットライン（長崎県教育委員会）	0 5 7 0 - 0 7 8 3 1 0
<input type="checkbox"/> ヤングテレホン（長崎県警少年サポートセンター）	0 1 2 0 - 7 8 - 6 7 1 4
<input type="checkbox"/> チャイルドライン（NPO法人）：児童生徒専用	0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7
<input type="checkbox"/> 長与小学校の相談窓口	0 9 5 - 8 8 3 - 2 0 0 4
<input type="checkbox"/> 心の教室相談員	0 8 0 - 1 7 2 4 - 4 1 1 3

